

未上場会社の株券廃止手続

制度調査部
横山 淳

株券ペーパーレス化レポート No.23

【要約】

上場会社の株券電子化に関連して、「未上場会社の株券はどうなるのか？」という質問をよく受ける。

上場会社と違って、未上場会社の場合、一斉に株券が廃止される訳ではない。各社が自身の判断で株券を廃止するか否かを選択するのである。

未上場会社が株券を廃止する場合の手続は、定款変更、公告・通知による関係者への通知、変更登記という流れになる。

（注意）

本レポートは、未上場会社の株券廃止についての解説である。上場会社の株券電子化対応についての解説ではない。

はじめに

周知の通り、上場会社の株券は、2009年1月に一斉に電子化することが予定されている。これに関連して、大和総研制度調査部には、「未上場会社の株券を持っているが、これも電子化されるのか？」「未上場会社が株券を廃止するためにはどうすればよいのか？」といった質問が、多数、寄せられている。

上場会社と違って、未上場会社の場合、一斉に株券が廃止される訳ではない。各社が自身の判断で株券を廃止するか否かを選択するのである。

本稿では、未上場会社が株券を廃止するための手続について、簡単な解説を行う。

1. 未上場会社は、株券の発行・不発行を選択可能

実は、未上場会社については、2004年の商法（当時）改正により、既に2004年10月1日から「株券不発行制度」の採用が可能となっている。

「採用が可能」ということは、要するに、株券を廃止しても廃止しなくてもよい、ということである。つまり、上場会社と違って、未上場会社の場合、一斉に株券が廃止される訳ではない。各社が自身の判断で株券を廃止するか否かを選択するのである。



より正確に言うと、未上場会社の場合、株券の廃止を希望する会社のみが、会社法の手続に従って株券不発行制度を採用することとなる。逆に、株券の廃止を望まない未上場会社の場合、株券の発行を継続することもできる。

2. 未上場会社の株券廃止手続

未上場会社が株券を廃止する手続は、これが（会社法施行後に）新設される会社であるのか、既存の会社であるのかによって、取扱いが異なっている。

(1) 会社法施行後に新設される会社

会社法施行（2006年5月1日）以後に新設される会社については、株券不発行が原則とされている。つまり、定款に「株券を発行する旨」を記載しない限り、株券は不発行として取り扱われるのである（会社法214条）。

言い換えれば、新設会社については、株券を廃止したい会社は特に何も手続を行う必要はないのである。むしろ、株券を発行したい会社の方が、（設立時の）定款に「株券を発行する旨」を書き入れておかなければならないということになる。

(2) 既存の会社

逆に、株券を発行している既存の未上場会社が株券不発行制度に移行する場合、定款を変更しなければならない。具体的には、「株券を発行する旨」を削除する定款変更が株主総会の特別決議で承認される必要がある。

併せて、株券廃止の事実を関係者に周知するために、公告及び株主等への個別通知が原則として必要になる（会社法218条1、2項）。

更に、株券が廃止された後に変更登記を行う必要がある（会社法911条3項10号、915条1項）。

株券を発行している未上場会社が、株主総会の特別決議後、実際に株券が廃止されるまでの大まかな流れを示すと次のようになる。

株主総会

.....特別決議により「株券を発行する旨」を削除する定款変更を実施

株券廃止期日の2週間前まで

.....次の事項を公告し、かつ株主・登録質権者に個別通知（ ）

株券を発行する旨の定款の定めを廃止する旨

定款変更の効力発生日

上記の日に株券は無効となる旨

株券廃止期日

.....株券廃止期日をもって、株券は無効に

本店所在地で 2 週間以内
.....変更の登記

- () 全ての株券について「株券不所持」の申出が行われていることなどにより、株券が発行されていない未上場会社の場合には、期日の 2 週間前までに次の a. 又は b. いずれかを行えばよいものとされている（会社法 218 条 3、4 項）。
- a. 株主・登録質権者に対する個別通知
 - b. 公告

なお、廃止された株券が回収されないことは、未上場会社も（上場会社の株券電子化と）同様である。

3 . 未上場会社の株主の対応

前記 2 . の手続が行われ、未上場会社の株券が廃止された場合、その会社の株主が持っている株券は無効となる。しかし、株主名簿の名義変更さえ完了していれば、その株主の権利は保全される。

他方、株主名簿の名義書換が完了していない株主（失念株主）については、株券が廃止されると、その株主の権利は不安定なものとなる。

確かに、株券廃止期日までに名義書換を行わなかった場合であっても、株主としての地位を直ちに失うわけではないと、一般に解されてはいる¹。しかし、株券が廃止されてしまうと、株主名簿上に名義が記載されていない限り、株主としての権利を発行会社や第三者に主張することはできなくなる（会社法 130 条など）。いわば、実質的な権利停止状態に陥ってしまうのである。

この状態から抜け出すためには、株主名簿の名義書換が必要である。ところが、既に株券は廃止されているのであるから、「紙切れ」と化した旧株券を提示しても株主名簿の名義書換には応じてもらえない。

株券が廃止された未上場会社の株主名簿の名義を書き換えるためには、「原則として、名義人と譲受人との共同請求による」などの厳格な要件が課されている（会社法 133 条、会社法施行規則 22 条など）。つまり、株券廃止後に株主名簿の名義書換を行うためには、煩瑣で負担の重い手続が必要となるのである。

その意味で、未上場会社の失念株主も、（その会社が株券廃止を決めた場合には）株券が無効になる前に、速やかに名義書換を行うことが必要だと言えるだろう。

¹ 始関正光（法務省民事局民事法制管理官（当時））「Q&A 平成 16 年改正会社法 電子公告・株券不発行制度」、商事法務、2005 年、p.110-111 など。